

建築物等の解体・改修工事等における石綿障害の予防

特別教育用テキスト No.No122100

<新旧対照表> 第7版 令和7年9月30日

【補足事項】※「旧版」から「新版」への文章の修正・追加・削除部分は、下線部を参照してください。

(旧版) 第6版(令和6年2月29日)			(新版) 第7版(令和7年9月30日)		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
11	下から 9行目	次に該当する作業者には、離職の際に、事業場の所在地を管轄する都道府県・・・	11	下から 9行目	次に該当する作業者は、離職の際に、事業場の所在地を管轄する都道府県・・・
22	上から 20行目	文章追加	22	上から 20行目	<u>石綿含有仕上塗材の除去については、電動工具による石綿等の切断を行う場合は、石綿等を湿潤な状態にした場合においても高濃度の粉じんが発散するおそれがあることや電動工具を使用中に散水等を行うことによる感電のおそれがあることから、原則として除じん性能を有するものを使用する必要がある。</u>
23	図2-3 出典	・・・石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」令和3年3月	23	図2-3 出典	・・・石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」令和3年3月 <u>(令和6年2月改正)</u>
24	図2-4 出典	・・・に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」令和3年3月	24	図2-4 出典	・・・に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」令和3年3月 <u>(令和6年2月改正)</u>
25	上から 13行目	文章追加	25	上から 13行目	<u>また、対象物の構造上目視が困難な材料(部位)については、解体・改修工事の途中で目視が可能となった時に、追加の目視調査を行なわなくてはならないので、担当する作業員は、作業を一旦とめて作業主任者等への報告が必要となります。</u>
27	上から 21行目	⑪ 事前調査を行った者の資格証等の写し (令和8年1月1日施行)	27	上から 21行目	⑪ 事前調査を行った者の資格証等の写し※ (令和8年1月1日施行)
27	上から 23行目	文章追加	27	上から 23行目	※ <u>工作物の事前調査について、「工作物、石綿事前調査」による</u> (令和8年1月1日施行)。
29	図2-6 出典	厚生労働省・環境省「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル(令和3年3月)」	29	図2-6 出典	厚生労働省・環境省「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル(令和3年3月)」 <u>令和6年2月改正</u>
30	図2-7 出典	厚生労働省・環境省「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル(令和3年3月)」	30	図2-7 出典	厚生労働省・環境省「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル(令和3年3月)」 <u>令和6年2月改正</u>

(旧版) 第6版(令和6年2月29日)			(新版) 第7版(令和7年9月30日)																										
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容																								
30	図2-8 出典	厚生労働省・環境省「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（令和3年3月）」	30	図2-8 出典	厚生労働省・環境省「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（令和3年3月）」令和6年2月改正																								
52	上から 9行目	・・・また、③の作業では <u>隔離措置の必要はなく</u> 、 <u>湿潤化及び</u> ・・・	52	上から 9行目	・・・また、③の作業では <u>養生を行い</u> 、 <u>湿潤化及び</u> ・・・																								
53	上から 3行目	※ <u>高さ2m以上</u> の箇所で作業床が困難なところの作業のうち、 <u>高さが5mを超える</u> 箇所ではフルハーネス型安全帯を使用すること。 <u>高さ5m未満</u> は、一定の条件に適合する胴ベルト型安全帯を使用することができる。	53	上から 3行目	※ <u>高さ2m以上</u> の箇所で作業床の設置が困難なところの作業では、一定の条件に適合する安全帯を使用すること。																								
82	上から 4行目	(赤枠部分を変更)	82	上から 4行目																									
※ 等級別記号の説明																													
<p>R : 取替え式防じんマスクであること L : 液体粒子による試験に合格していること S : 固体粒子による試験に合格していること 1、2、3 : 粒子捕集効率の最低値によるランクに対応</p>																													
<p>S級は、固体粒子に対しては有効、L級は、固体粒子とともにオイルミスト等に対しても有効です。 粒子捕集効率80.0%以上のRL1、RS1は、石綿を取扱う作業では使用不可です。</p>																													
<p>※ 等級別記号の説明</p> <table border="1"> <tr> <td>1桁め</td> <td>2桁め</td> <td>3桁め</td> </tr> <tr> <td>D又はR</td> <td>S又はL</td> <td>1~3</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(試験粒子)</td> </tr> <tr> <td>D : 使い捨て式</td> <td>S : 個体に合格</td> <td>1 : 80.0%以上</td> </tr> <tr> <td>R : フィルター交換式</td> <td>L : 液体に合格</td> <td>2 : 95.0%以上</td> </tr> <tr> <td colspan="3">3 : 99.9%以上</td> </tr> <tr> <td>2種類</td> <td>×</td> <td>2種類</td> <td>×</td> <td>3種類</td> <td>= 12種類</td> </tr> </table>						1桁め	2桁め	3桁め	D又はR	S又はL	1~3	(試験粒子)			D : 使い捨て式	S : 個体に合格	1 : 80.0%以上	R : フィルター交換式	L : 液体に合格	2 : 95.0%以上	3 : 99.9%以上			2種類	×	2種類	×	3種類	= 12種類
1桁め	2桁め	3桁め																											
D又はR	S又はL	1~3																											
(試験粒子)																													
D : 使い捨て式	S : 個体に合格	1 : 80.0%以上																											
R : フィルター交換式	L : 液体に合格	2 : 95.0%以上																											
3 : 99.9%以上																													
2種類	×	2種類	×	3種類	= 12種類																								
<p>S級は、固体粒子に対しては有効、L級は、固体粒子とともにオイルミスト等に対しても有効です。 粒子捕集効率80.0%以上のRL1、RS1は、石綿を取扱う作業では使用不可です。</p>																													
95	上から 5行目	(改正 令和4年6月17日法律第68号)	95	上から 5行目	(改正 令和7年5月14日法律第33号)																								
95	第3条	3 建設工事の注文者等仕事を他人に請け負わせる者は、施工方法、 <u>工期等</u> について、安全で衛生的な作業の遂行を <u>そこなうおそれ</u> のある条件を <u>附さない</u> よう配慮しなければならない。	95	第3条	3 建設工事の注文者その他の仕事を他人に請け負わせる者は、施工方法、 <u>作業方法</u> 、 <u>工期</u> 、 <u>納期等</u> について、安全で衛生的な作業の遂行を <u>損なうおそれ</u> のある条件を <u>付さない</u> よう配慮しなければならない。																								
96	第26条	労働者は、事業者が第20条から第25条まで及び前条第1項の規定に基づき講ずる措置に応じて、必要な事項を守らなければならない。	96	第26条	労働者及び労働者と同一の場所において仕事を作業に従事する労働者以外の作業従事者は、事業者が第20条から第25条まで及び前条第一項の規定に基づき講ずる措置に応じて、必要な事項を守らなければならない。(施行日 令和8年4月1日)																								

(旧版) 第6版(令和6年2月29日)			(新版) 第7版(令和7年9月30日)		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
96	第31条の4	注文者は、その請負人に対し、当該仕事に關し、その指示に従つて当該請負人の <u>労働者を労働させたならば、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反することとなる指示をしてはならない。</u>	96	第31条の4	注文者は、その請負人(<u>仕事が数次の請負契約によつて行われるときは、当該請負人の請負契約の後次の全ての請負契約の当事者である請負人を含む。)</u>)に対し、当該仕事に關し、その指示に従つて当該請負人に係る <u>作業従事者が作業を行つたならば、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反することとなる指示をしてはならない。</u> (<u>施行日 令和8年4月1日</u>)
96	第59条	文章追加	96	第59条	<u>4 作業従事役員等は、労働者と同一の場所において前項の業務に就くときは、同項に規定する教育を受けなければならぬ。(施行日 令和9年4月1日)</u>
96	第60条の2	<p>事業者は、前二条に定めるもののほか、その事業場における安全衛生の水準の向上を図るため、危険又は有害な業務に現に就いている<u>者</u>に対し、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行うよう努めなければならない。</p> <p><u>2 厚生労働大臣は、前項の教育の適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。</u></p> <p><u>3 厚生労働大臣は、前項の指針に従い、事業者又はその団体に対し、必要な指導等を行うことができる。</u></p>	96	第60条の2	<p>事業者は、前二条(<u>第59条第4項を除く。</u>)に定めるもののほか、その事業場における安全衛生の水準の向上を図るため、危険又は有害な業務に現に就いている<u>労働者</u>に対し、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行うよう努めなければならない。</p> <p><u>2 作業従事役員等は、労働者と同一の場所において危険又は有害な業務に就くときは、第59条第4項に定めるもののほか、当該作業を行う場所における安全衛生の水準の向上を図るため、安全又は衛生のための教育を受けるよう努めなければならない。</u></p> <p><u>3 厚生労働大臣は、前二項の教育の適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。</u></p> <p><u>4 厚生労働大臣は、前項の指針に従い、事業を行う者又はその団体に対し、必要な指導等を行うことができる。</u>(<u>施行日 令和9年4月1日</u>)</p>
108	下から3行目	・・・散を防止する措置を講ずること。 <u>(施行日 令和6年4月1日)</u>	109	上から9行目	削除

(旧版) 第6版(令和6年2月29日)			(新版) 第7版(令和7年9月30日)		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
109	下から 2行目	・・・ればならない。 <u>(施行日 令和6年4月1日)</u>	110	上から 10行目	削除
110	上から 13行目	・・・散を防止する措置を講ずる必要がある旨を周知させなければならない。 <u>(施行日 令和6年4月1日)</u>	110	上から 24行目	削除
112	第4章	文章追加	112	第4章	<p><u>第19条 (石綿作業主任者の選任)</u></p> <p><u>事業者は、令第6条第23号に掲げる作業について、石綿作業主任者技能講習を修了した者のうちから、石綿作業主任者を選任しなければならない。</u></p> <p><u>第20条 (石綿作業主任者の職務)</u></p> <p><u>事業者は、石綿作業主任者に次の事項を行わせなければならない。</u></p> <p><u>1 作業に従事する労働者が石綿等の粉じんにより汚染され、又はこれらを吸入しないように、作業の方法を決定し、労働者を指揮すること。</u></p> <p><u>2 局所排気装置、プッシュプル型換気装置、除じん装置その他労働者が健康障害を受けることを予防するための装置を一月を超えない期間ごとに点検すること。</u></p> <p><u>3 保護具の使用状況を監視すること。</u></p>
118	上から 17行目	・・・場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。 <u>(施行日 令和6年4月1日)</u>	119	上から 4行目	削除

120	第7章 文章追加	121	第7章
			<p><u>第44条（呼吸用保護具）</u></p> <p>事業者は、石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する作業場又は石綿分析用試料等を製造する作業場には、石綿等の粉じんを吸入することによる労働者の健康障害を予防するため必要な呼吸用保護具を備えなければならない。</p> <p><u>第45条（保護具の数等）</u></p> <p>事業者は、前条の呼吸用保護具については、同時に就業する労働者の人数と同数以上を備え、常時有効かつ清潔に保持しなければならない。</p> <p><u>第46条（保護具等の管理）</u></p> <p>事業者は、第10条第2項、第14条第1項及び第3項、第35条の2第2項、第38条第3項、第44条並びに第48条第6号（第48条の4において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する保護具等が使用された場合には、他の衣服等から隔離して保管しなければならない。</p> <p>2 事業者は、労働者以外の者が第10条第3項、第14条第2項及び第4項、第38条第4項並びに第48条第6号に規定する保護具等を使用したときは、当該者に対し、他の衣服等から隔離して保管する必要がある旨を周知させるとともに、必要に応じ、当該保護具等を使用した者（労働者を除く。）に対し他の衣服等から隔離して保管する場所を提供する等適切に保管が行われるよう必要な配慮をしなければならない。</p> <p>3 事業者及び労働者は、第1項の保護具等について、付着した物を除去した後でなければ作業場外に持ち出してはならない。ただし、廃棄のため、容器等に梱包したときは、この限りでない。</p> <p>4 事業者は、第2項の保護具等を使用した者（労働者を除く。）に対し、当該保護具等であって、廃棄のため容器等に梱包されていないものについては、付着した物を除去した後でなければ作業場外に持ち出しては</p>

(旧版) 第6版(令和6年2月29日)			(新版) 第7版(令和7年9月30日)		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
					<u>ならない旨を周知させなければならない。</u>
120	第7章	第46条の2 第46条の3 第47条 第48条 第48条の2 第48条の4 第48条の5	121	第7章	全文削除